レバンガ北海道オフィシャルファンクラブ 会員規約

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

1

本規約は、株式会社レバンガ北海道(以下「当社」)が運営する

「レバンガ北海道オフィシャルファンクラブ」(以下「本クラブ」といいます) に関して、

第5条に定める会員(以下「会員」といいます)による利用の一切に適用される ものとします。

第2条 (本規約の範囲)

1

本規約のほか当社が別途定めて表示する諸規定(以下「諸規定」といいます)も、本規約の一部を構成するものとします。

2

本規約本文の定めと、諸規定の定めとが異なる場合は、当該諸規定の定めが優先して適用されるものとします。

第3条 (本規約の内容及びサービスの変更)

1

本規約及び本クラブのサービス(以下、各種の特典を含み「本サービス」といいます)の内容は、当社が定めて、これを随時変更することができ、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。

第4条 (当社からの通知)

1

本規約及び本サービスの内容の変更等に関する当社からの通知は、会員に対し随時必要な事項を通知した時点から、その効力を生じるものとします。

第2章 会員

第5条 (会員)

1

本規約における会員とは、第6条に定める当社への入会申込を行い、当社が入会を承認した者をいいます。

2

当該承認後、会員は当社が定める本サービスを利用できるものとします。

第6条 (入会について)

1

会員は、当社から会員宛の送付物の送り先の住所地が日本国内にある者に限定するものとします。但し、当該申込時点で入会申込者が18歳未満である場合は、その保護者の同意が必要とします。本規約の内容を承諾の上、別に定める方法で入会申込を行い、当社が入会を認めた者とします。

2

会員は、入会申込の時点で、本規約の内容に合意しているものとみなします。

3

入会に際して、本サービスにて所得した個人情報は、当社の個人情報保護方針に従い、取り扱うものとします。

第7条 (入会の承諾及び取り消し)

1

当社は、前条の入会申込者が次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その申込を承認するものとします。但し、当該承認後に会員が各号のいずれかに該当していることが判明した場合、当社は、事前に通知することにより、その会員登録を抹消し、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。その場合、第14条第4項の定めにより年会費は返却しません。

- (1)入会申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合
- (2)入会申込者が存在しない場合
- (3)入会申込者が法人、又は団体等である場合。但し当社が特別に認めた場合を除く
- (4)入会申込者の承諾なくして他者が申込んだ場合
- (5)入会申込時において、18歳未満の未成年者がその保護者の同意を得ずに入会した場合
- (6)入会申込者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団(集団的又は常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている暴力団に準ずる集団)及びその構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずる団体並びにこれらの構成員等を指す。)又は反社会的勢力が経営に実質的に関与している団体等(以下、まとめて「反社会的勢力等」という)に該当していると認める場合又はその疑いが認められる場合
- (7)本規約に違反した場合
- (8)その他、会員として不適当であると当社が認める場合
- 第8条 (会員資格の有効期限)

1

会員資格の有効期間は、入会日から 2024 年 6 月 30 日までとします。

第9条 (会員資格の更新)

1

会員は当社が指定した期間内において更新手続を行うことにより、前条の有効期限を更新 することができます。

第 10 条 (会員証)

1

当社が第6条の手続きにより入会を承認した場合、会員証を発行します。 発行の際、当社が会員ごとに会員番号を設定します。会員が当該会員番号を選択 することはできません。

2

会員証は、その裏面に会員名が記載された本人に限り利用可能とします。会員による本サービスの利用に際して、必ず提示いただくこととし、提示がない場合は本サービスを受けることができないこととします。

3

会員は、会員証の紛失、盗難等の場合、直ちに第 24 条に記載する「株式会社レバンガ北 海道 | 宛に連絡するものとします。

4

前項の会員証の紛失、盗難等に伴い、会員が希望する場合、当社は会員証を再発行しま

す。

第11条 (譲渡等の禁止)

1

会員は、会員証、会員番号及び本規約に基づく会員としての地位を、いかなる第三者(以下「第三者」といいます)に対しても貸与、譲渡、売買、使用承諾、名義変更、質権の設定、その他の担保に供する等の行為はできません。第12条 (会員個人情報の変更)

1

会員は、住所、電話番号、電子メールアドレス等当社への届出の内容に変更が あった場合、速やかにその内容を当社所定の方法により第24条に記載する「株式 会社レバンガ北海道」宛に届け出ることとします。

2

会員は、住所の変更に際して、郵便局に対して転居届けを提出する等、当社から 会員宛の送付物の送付先である住所地の変更手続きに細心の注意を払うものとし、 これらの注意を怠ることにより発生する送付物の再発送料金等をすべて負担して いただくものとします。

3

婚姻等による姓の変更等、当社が特別に承認した場合を除き、会員は、入会申込 時の届出内容である氏名を変更することはできないものとします。

4

入会申込時の届出内容及び第1項の変更届け出に関する責任は、すべて会員が負う ものとし、それらが原因となり発生する情報、送付物等の不到達、その他の不利 益に関して、当社は一切の責任を負わないものとします。

5

2回以上にわたり送付物が会員に届かない場合、当社では、その原因が解消されるまで送付物の発送を停止します。

第13条 (退会について)

1

会員は、随時、所定の手続きを行い、本クラブを退会することができます。退会 と同時にその諸権利は失われているものとします。

2

会員資格は、一身専属のものとし、当社は、会員の死亡を知り得た時点をもって、 当該会員から前項の手続きがあったものとして取り扱います。

3

第7条に定める会員資格の取り消し事由に該当するおそれがあると当社が認める場合

前3項の場合、当社は、会員及びその相続人等に対して年会費は返却しません。 5

当社は、本クラブ及び本サービスの利用に関し、会員が本規約に違反した場合、 当該会員に事前に通知することなく、退会の処分を行う場合があります。

第3章 年会費

第 14 条 (年会費)

1

第8条の有効期間に対応する本クラブの年会費は、会員種別に応じて別途定める ものとします。また、年会費以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを 行う場合、当社は、別途その利用料金を定めて会員に明示します。

2

会員は、前項に定める年会費等を当社の定める方法により支払うものとします。 会員は、有効期間が更新された場合、更新後の年会費を支払うものとします。

3

会員は、年会費等を当社の定める方法に寄り当社の定める時期までに支払うものとし、会員が指定した決済方法で決済されることに同意します。

4

当社は、第18条に定める場合を除き、理由の如何を問わず年会費を返却いたしません。

5

第1項の年会費等の支払いに必要な振込手数料、その他の費用は、原則会員の負担とします。

6

当社の公式サイトを通して、年会費の支払い方法をクレジットカード払いで入会申込を行った会員及び無料会員については、当社が事前に通知する指定期日までに、次年度以降の有効期限の更新拒絶を行わない場合、これを会員資格の有効期間更新希望者とみなし、次年度以降の同種別会員の年会費を自動に引き落としもしくは自動更新となります。

7

前項の定めにかかわらず、年会費、サービス内容の変更により、自動継続を行わない場合があります。その場合、メールにて事前通知いたします。

第15条 (その他の特典)

1

その他の特典に関しては、当社が別途定めることとします。

2

郵便物、電子メール、その他送付物等が会員の事情、もしくは配送会社、会員 が契約する携帯電話会社等の事情により会員に到達しない場合、当社は、特典 に関する受付期間延長等の対応はいたしません。

第16条 (会員番号の使用停止等)

1

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該会員の了承を得ることなく、 当該会員に対して設定・発行した会員番号の使用を停止する場合があります。

- (1)電話、FAX、電子メール、郵便等の手段により会員と連絡を取ることができない場合
- (2)第三者により会員番号が不正に使用されている場合、又はそのおそれがあると当社が認める場合
- (3)第7条に定める会員資格の取り消し事由に該当するおそれがあると当社が認める場合
- (4)その他当社が緊急性が高いと認める場合

2

当社が前項の措置を取ることにより、当該会員がサービスを利用することができ

ず、それにより会員に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第17条 (本クラブの終了)

1

当社は、3カ月前までに会員に対して告知することにより、当社の裁量で本クラブの活動を終了し、会員に対するサービスの提供を中止することができます。 第 18 条 (免責)

1

当社は、本クラブ及び本サービスの利用並びに本クラブの終了により会員、又は第三者が被った損害等に関し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

2

郵便物、電子メール、その他の送付物等が、会員の事情、もしくは当社が契約 する配送会社、携帯電話会社等の事情により会員に到達しない場合、当社は、 その責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

第19条 (会員情報の取扱い)

1

当社は、会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、年会費の決済に必要な情報、本サービスの利用履歴等会員に関する情報(以下、これらを総称して「会員情報」といいます)を取得するものとし、会員情報の保護について必要かつ適切な措置を講じることとします。

第20条 (会員情報の利用目的)

1

当社は会員の個人情報を関係法令および当社が別途定める「個人情報保護方針」に従って取り扱うものとし、会員はこれを承諾するものとします。

また、本条の定めは会員資格の有効期間の満了後又は終了後も、有効に存続するものとします。

2

当社は、会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、年会費の 決済に必要な情報、当社関連商品及びサービスの利用履歴等会員に関する情報を取得する ものとし、当該情報の保護に必要かつ適切な措置を講じることとします。

3

当社は、取得した会員の個人情報を以下の目的で利用いたします。

- (1)本クラブにおける記念品等商品を発送すること
- (2)当社が商品、サービス等本クラブに関するお知らせを会員宛に電子メール、郵便等により送付すること
- (3)各種イベント、キャンペーンの案内及び各種情報の提供
- (4)問い合わせ・依頼等への応答
- (5)市場調査、需要予測、その他の運営上必要な分析を行うための基礎データ の収集並びに一特定個人を識別することができない統計的データの作成 及びその公表

第21条 (個人情報の第三者提供)

当社は、以下の場合、会員情報(但し、要配慮個人情報を除きます。)を第三者 に提供することがあります。

(1)会員の同意を得た場合

当社は、会員の同意を得た場合、会員情報を第三者である会社、組織、個人に提供することがあります。

(2)株式会社リージョナルマーケティングへの提供

当社は、EZOCAカードへの情報登録のため株式会社リージョナルマーケティングへ提供する場合があります。当社は、株式会社リージョナルマーケティングに対して、開示情報の機密を保持し、当社の代理でサービスを提供する以外の目的に会員情報を使用しないように指示するものとします。会員は、下記 24 条に記載の連絡先に連絡することで、会員情報の提供を停止することができます。

第 22 条 (準拠法)

1

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。 第 23 条 (専属的合意管轄裁判所)

1

当社と会員の間で本規約、利用規約、本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合は、札幌地方裁判所又は札幌簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

第24条 (問合わせ先)

1

本規約についてのお問合せ、又本規約に基づく通知等の宛先は、次の通りとします。 〒004-0041 札幌市厚別区大谷地東2丁目5-60 2階 株式会社レバンガ北海道

レバンガ北海道オフィシャルファンクラブ事務局

TEL: 011-555-5113 (10 時~18 時 土、日、祝祭日は休業)

附則

本規約は、2014年6月18日から施行します。

第 1 章 一般条項 第 1 条 会員の定義

- 1. レバンガ EZOCA (エゾクラブポイント) 会員(以下、会員という)とは、本規約をご承諾の上、当社所定の手続きに従って入会を申し込みされた方で、株式会社リージョナルマーケティング(以下「当社」という)が入会を適格と判断し認めた方をいいます。
- 2. 入会にあたっては、株式会社北海道バスケットボールクラブが運営するレバンガ 北海道オフィシャルファンクラブ事務局(以下「レバンガ北海道ファンクラブ事務局」と いう))が指定する入会方法に、「お名前・性別・生年月日・連絡先としての電話番号・現 住所等」をご記入いただくか、別途当社が定める方法によりお申し込みください。

第2条 会員証

- 1. 会員証とは、共通ポイントプログラムを利用することのできる会員であることを示すものであり、当社又は当社が発行を認めた企業が発行した会員カード、その他会員証として当社が認めたものをいいます。
- 2. 会員証は会員のみが使用することができます。会員は、善良なる管理者の注意義務をもって会員証を使用・保管するものとします。会員証及び積み立てられたポイントを第三者に譲渡(当社所定の手続きに従って行う場合を除きます)若しくは貸与、担保設定をすることはできません。
- 3. 会員証に対して、パスワードの設定が必要となる場合があります。パスワードの設定を行った場合には、会員は善良なる管理者の注意義務をもってパスワードを使用・保管するものとします。パスワードは会員のみが使用することができ、第三者に開示し又は使用させることはできません。
- 4. 会員カードの発行を受けた会員は、会員カード受領後、直ちにカードの署名欄に自著し、善良なる管理者の注意義務をもって会員カードを使用・保管するものとします。
- 5. 会員カードは当社の所有物であり、ご署名いただいたご本人のみにその使用を認めるものです。会員カードを第三者に貸与、譲渡し、又は担保設定をすることはできません。
- 6. 下記各号のいずれかに該当した場合、会員証を無効とさせていただきますので、 あらかじめご了承下さい。
- (1) 会員が本章第7条に基づき退会をした場合
- (2) 会員が本章第8条のいずれかに該当したことにより除名された場合
- (3) 本章第 10 条に基づき共通ポイントプログラムが終了した場合
- (4) その他当社が会員証を無効とすることが適切であり必要であると判断した場合第 3条 共通ポイントプログラム
- 1. 会員は共通ポイントプログラムの一環として、以下のサービスを受けることができます。
- (1) EZOCA 加盟店(以下、「加盟店」という)での商品のご購入及びサービスのご利用に際し、会員証

を提示された会員に対し、商品のご購入金額及びサービスのご利用等当社及び加盟企業が 別途定める条件に応じてポイントを付与いたします。

- (2) 会員は付与されたポイントを、当社又は加盟店が提供する商品若しくはサービスとの交換又はその代金の全部若しくは一部に充当するか、ポイント交換機にて加盟店及びEZOCA提携店(以下、「提携店」という)にてご利用いただける、共通お買い物券(500ポイントで500円)、ご利用券のほか、電子カタログ商品と交換すること(以下、「ポイントのご利用」という)ができます。
- (3) ポイントのご利用後にご利用の取り消し、ポイントの返還等を行うことはできません。
- (4) ポイントのご利用により加盟店・提携店より提供を受ける商品又はサービスにかかる契約は会員と加盟店・提携店との間で成立いたします。当社は、会員がポイントをご利用されることにより加盟店・提携店から提供を受ける商品又はサービスについての責任を負いかねます。
- 2. EZOCA 加盟企業(以下「加盟企業」という)とは、当社が共通ポイントプログラムへの参加資格を認めた企業のことを言います。なお新規参加や脱退により、ポイントが利用できる加盟店・提携店並びに商品及びサービスの範囲が変更されることがあります。また、一部ポイントをご利用いただけない店舗がありますので、ご了承ください。
- 3. 会員証ご利用時現在の加盟店・提携店、商品の購入・サービスのご利用に応じて発行されるポイントの計算方法、ポイントをご利用いただけない商品及びサービスの範囲その他ポイントプログラムの詳細については、ご利用案内、及び EZOCA ホームページに記載されております条件に従います。ご確認の際は EZOCA ホームページにアクセスしていただくか、本規約末尾の EZOCA 事務局までお問い合わせください。
- 4. 会員証ご利用時現在のポイント残高は、加盟店での商品購入後・サービスご利用後に発行されるレシートに表示されるポイント数で確認していただくほか、EZOCAホームページにアクセスしていただくか、本規約末尾のEZOCA事務局までお問い合わせいただくこと、その他別途当社が定める方法で確認することが可能です。
- ※EZOCA ホームページにてポイント残高をご確認いただくにはマイページへのご登録が必要となります。

第 4 条 ポイントの有効期限・失効

- 1. ポイントの有効期限は最終のポイント数の変動日より 3 年間です。有効期限内にポイント数の変動がなかった場合、それまでに貯められた全ポイントが失効となりますので、あらかじめご了承ください。
- ※ポイントの変動とは①ポイントを貯める ②ポイントを使う ③ポイントを交換することをいいます。なお、加盟店・提携店によってポイント数の残高へ反映されるタイミングが異なります。
- 2. 貯められたポイントをご利用券等と交換された場合、当該ご利用券の有効期限は利用券の種類、利用店舗・サービスによって異なり有効期限を過ぎた場合はご利用いただけませんので、各利用券の有効期限をご確認の上、有効期限内にご利用ください。
- 3. 下記各号のいずれかに該当した場合、当該事由に該当した時点で当該時

点のポイントの残高が全て失効し、ポイントの利用ができなくなります。

- (1) 会員が本章第7条に基づき退会をした場合。
- (2) 会員が本章第8条のいずれかに該当したことにより会員から除名された場合。
- (3) 本章第 10 条に基づき共通ポイントプログラムが終了した場合
- (4) その他当社がポイントを失効させることが適切であり必要であると判断した場合。第5条 会員証の盗難・紛失
- 1. 会員証を紛失・盗難された場合は、速やかにレバンガ北海道ファンクラブ事務局までお申し出ください。その際、

再度ご入会のお手続きをいただく場合があります。

2. 前項に基づくお申し出・お手続き後に、当社が紛失・盗難等の時点のポイント残高を確認できた場合には、新しい会員証の発行時において、原則として、紛失・盗難等の時点のポイント残高と同数のポイントを再発行いたします。但し、会員証を紛失・盗難等された時点からレバンガ北海道までお申し出をいただき、本規約末尾の EZOCA 事務局での利用停止の手続きを行うまでに会員証を第三者に不正使用されたことなどによりポイントが消失した場合は、理由のいかんを問わずポイントの再発行はできません。

第6条届出事項の変更

- 1. 入会時に登録された情報(お名前、連絡先としての電話番号、現住所等)に変更があった場合、レバンガ北海道ファンクラブ事務局にて速やかに変更のお手続きをいただくか、本規約末尾の EZOCA 事務局までお申し出下さい。
- 2. 会員が変更手続きを行わないこと等により会員宛のご連絡の通知が到達しなかった場合は、ポイントのご利用を停止させていただくことがあります。

第7条退会

退会を希望されるときは、レバンガ北海道ファンクラブ事務局にてお申し出の上、会員証 をご返却いただくか、本規約末尾の

EZOCA 事務局までお問い合わせください。第8条会員証の使用停止・除名

- 1. 当社及び加盟企業において、会員が以下のいずれかに該当する場合、当社は、会員証の使用を停止、又は会員から除名させていただく場合があります。この場合、再度入会ができなくなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、これらの措置を行う為に必要な情報を当社及び加盟企業にて共有させていただく場合があります。
- (1) 登録情報のいずれかの事項に、虚偽の記載があった場合
- (2) 登録情報のいずれかの事項に変更があったにもかかわらず、所定の届出がなく、サービス運営上支障が生じた場合
- (3) 共通ポイントプログラムの不正利用があった場合
- (4) 当社及び加盟企業の営業の妨害と判断される言動もしくは行為、又はブランドイメージを毀損すると判断される言動若しくは行為を行った場合
- (5) 本規約及び加盟企業の利用規約などのいずれかに違反した場合。

(6) その他、会員として不適切な行為があった場合、又は当社が会員として不適切と 判断した場合

第9条 サービスの変更等

- 1. 当社は本章の規定及び共通ポイントプログラムの内容を必要に応じ事前に予告なく随時変更できるものとします。
- 2. 加盟企業の詳細、ポイントプログラムのご利用条件その他本章の規定の変更内容については、EZOCA ホームページにアクセスいただくことでご確認いただけます。変更後の会員のご利用を以って、変更後のご利用条件に同意いただいたものとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

第 10 条 サービスの終了

当社は理由のいかんを問わず当社の都合により、共通ポイントプログラムを終了することがあります。この場合、既に付与されたポイントの利用ができなくなる場合があります。なお、共通ポイントプログラムを終了する場合、原則として当社は 3 ヶ月前までに公表又は会員に通知します。

第2章 会員の個人情報の収集・利用・提供の同意に関する規定第1条 個人情報の取扱

- 1. 当社は、本章第 2 条記載の会員の個人情報を必要な保護措置を講じた上で取得し、本章第 3 条記載の各利用目的のために利用させていただきます。
- 2. 当社及びポイントプログラム参加企業は、会員の意に反する個人情報の取扱い防止と会員のプライバシー保護に十分配慮するとともに、正確性・機密性の維持に努めるべく個人情報を厳重に管理するものとします。
- 3. 会員は、自己の個人情報の取扱いに関し、本規約に定める内容に同意するものと します。第2条 個人情報の収集、利用、提供・預託
- 1. 当社及びポイントプログラム参加企業は、本章第3条に定める利用目的のため、以下のような個人情報に関し適切な保護措置を講じた上で適法かつ公正な手段により収集・利用します。
- (1) レバンガ北海道ファンクラブ事務局が指定する入会方法及び当社が指定する入会方法により記載された事項(変更のお申し出内容を含みます。)氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、パスワード等。
- (2) 加盟企業におけるご利用履歴(お買い上げ又はご利用になったサービスの金額、日時、場所も含まれます。)なお、お買い上げになった個別の商品名及びご利用になったサービスの名称について、当社では取得及び保持、利用いたしません。
- (3) ポイントの付与又は使用に関する情報。
- (4) EZOCA 事務局等へのご意見、ご要望、お問い合わせの内容。
- (5) 当社の web 及び加盟企業の web サービスを利用・閲覧した場合の、閲覧したページ、広告の履歴、閲覧時間、閲覧方法、端末の利用環境、クッキー情報、IP アドレ

ス、位置情報、端末の固体識別番

号等の情報

2. 第 3 条に定める利用目的達成のために必要な範囲で業務を当社及びポイントプログラム参加企業が他の企業に委託することがあります。その場合には、当社及びポイントプログラム参加企業は、当該委託業務の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じた上で会員の個人情報を預託又は提供します。

第3条 個人情報の利用目的

当社及び加盟企業は、以下に掲げる利用目的のために個人情報を利用いたします。

- 1. ポイントの発行、計算、利用等ポイントプログラムの円滑な運営(会員証の発行を含みます)のため
- 2. 会員に対して、電子メールを含む各種通知手段によって、ポイントの残高等、会員によるポイント利用に関連して必要な連絡等を行うため。
- 3. ポイントプログラムの廃止、運営の停止、ポイントプログラム参加企業のポイントプログラムからの脱退、後継プログラムへの引継ぎ等やそれらに関する業務を行うため。
- 4. 会員に対して、電子メールを含む各種通知手段によって、ポイントに係る各種キャンペーンやイベントの案内や当社及び加盟企業が適切と判断した企業の様々な商品情報やサービス情報その他の営業案内又は情報提供のため。
- 5. ポイントカードの利用状況の調査及び分析その他のマーケティング分析を行うため。
- 6. 会員の皆様からのご意見、ご要望、お問い合わせ等に対し適切に対応するため。
- 7. その他上記各目的に順ずるか、これらに密接に関連する目的のため。第4条 個人情報の共同利用、共同利用者の範囲

当社は以下に掲げる共同利用者と、本章第 3 条記載の各利用目的により本章第 2 条記載の個人情報を共同して利用いたします。

- ・当社およびグループ会社
- ・提携信販会社
- ・ポイントプログラム加盟企業

但し、ポイントプログラム加盟企業は、本章第 3 条の利用目的 1.4.6. の各項においての み個人情報を共同利用いたします。

第5条 個人情報の開示・訂正・削除等

- 1. 会員が自己の個人情報について、個人情報保護法又はその関連法令に基づく利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去、又は第三者への情報提供を停止するよう請求することができます。
- 2. 前項の請求を行う場合、会員は当社所定の届出書にてご請求いただくか、レバンガ北海道ファンクラブ事務局までお申し出ください。届出書については EZOCA ホーム

ページにアクセスいただくか、本規約末尾の EZOCA 事務局までお問い合わせください。

手続きに際しては、所定の手数料をご負担いただきます。

3. 開示・訂正・削除等の請求により、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社及び加盟企業は速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第6条 本章の規定に不同意の場合

本章の記載内容にご同意いただけない場合には、会員登録をお断りすることや、会員登録 完了後に退会の手続きをとらせていただくことがあります。

第7条 本章の変更

- 1. 本章は法令に定める範囲内において変更できるものとします。
- 2. 本章の規定の変更内容については、EZOCA ホームページにアクセスしていただくことでご確認いただけます。

第8条 免責事項

当社及び加盟企業に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社及び加盟企業は、会員の個人情報の取扱に関し、会員に発生した損害について一切の責任を負いません。

<お客様お問い合わせ先>

EZOCA 事務局

電話番号:0120-29-3210

受付時間:10:00~18:00 (年中無休)